

◇番号：201802

◇研究機関名	信州大学	◇不正の種別	カラ出張
◇不正が行われた年度	平成 24～29 年度	◇最終報告書提出日	平成 30 年 9 月 12 日
◇不正に支出された研究費の額	2, 835, 742 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

平成 29 年度内部会計監査において、信州大学学術研究院（教育学系）に所属する教員（以下、「当該教員」という。）が行った出張について、事実確認ができなかったことから発覚した。

【調査に至った経緯等】

事前調査の結果、研究費の不正使用に該当すると判断するに足る証拠が認められたことから、本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員 2 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施した。

【調査内容】

- ・ 調査期間
平成 30 年 4 月 3 日～平成 30 年 9 月 12 日
- ・ 調査対象
対象者・・・当該教員及び当該教員が研究分担者となっている科研費の研究代表者
対象経費・・・平成 22 年度～平成 29 年度における当該教員に係る全ての研究費
- ・ 調査方法
書面調査（書面による事実確認等）
当該教員及び研究代表者へのヒアリング

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】

架空請求（カラ出張）

【不正の具体的な内容】

- ・ 動機、背景
当該教員は、当初、任期の定めのある職員として採用されたことから、常に成果を残さなければいけないという認識が強く、自らの能力を超える様な業務を引き受けたことにより、研究の遂行には問題が無かったが、研究費の執行に支障が生じた。また、大学運営資金の執行が遅れたことで、研究が遂行されていないと思われ、研究をしっかりとやるようにとの指導を受けた経験があったことから、研究費を確実に執行することも研究の遂行に欠くことのできない要素であるとの誤った認識があった。そのため、研究費が執行できないことで、研究の遂行に問題あると思われると考えた結果、研究費を執行しているように示す手段として、カラ出張を行った。
- ・ 手法
当該教員は、出張の必要がない旅費申請や出張の必要がある場合も、宿泊数を水増しした事実と異なる旅費申請を行い、申請どおりに実施した旨の虚偽の旅行完了報告を提出し、不正に旅費を取得していた。なお、旅費申請を行う際に添付する資料として、学会等の開催通知が添付されていた場合でも、存在しない研究会の開催要項やその研究会で使用したとするプレゼン資料を偽造する形で不正に経費を

取得していた事案もあった。

- 不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
大学運営資金	513,082 円	平成 24～28 年度	1 人
科学研究費助成事業	2,322,660 円	平成 24～29 年度	1 人
計	2,835,742 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

（私的流用の有無）

入出金を管理した書面等は存在していなかったが、研究室にある個人の金庫に不正に支出された額に相当する現金が保管されており、研究室のプリンターが故障した際に使用した事実はあったが、私的に使用した事実は確認できなかったことから、将来的に私的流用をする可能性を否定することはできないが、現時点で私的流用を行っているとは断定することは難しく、総合的に判断した結果、私的流用には該当しないと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

書面調査やヒアリングにより、旅費について架空請求（カラ出張）を行ったと判断した。

なお、架空請求は、当該教員が一人で行っており、また、科研費の研究代表者については、研究の遂行や経費の執行について必要に応じて確認しており、善管注意義務違反に該当しないと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

当該教員の倫理観及び法令遵守の意識が著しく欠如していたことによる。

【再発防止策】

- コンプライアンス教育の徹底
大学の会議や部局において定期的にコンプライアンス教育を実施しており、ここでは、他大学で発生した研究費不正使用事例を紹介するとともに、科研費の執行ルールや学内ルール等を周知している。今後は、内容を見直すことで、更なる意識改善を図る。
- 研究費執行ハンドブックの改訂と全学配布
研究費執行ハンドブックを改訂し、改めて冊子体で配布することで、研究費の適切な執行に対する意識改善を図った。
- 研究費不正使用防止ハンドブックの作成
新たに、研究者の責務、研究費の不正使用に該当する事項、不正に関与した場合の影響、大学の体制、相談窓口や通報窓口の紹介等をまとめた「研究費不正使用防止ハンドブック」を作成し、周知することで、研究費の不正使用防止に対する意識改善を図った。
- 旅行完了報告書への宿泊先の記載
旅費の不正使用防止の取組として行っている「旅行完了報告書への宿泊先」の記載の徹底や旅費手続について、コンプライアンス教育で改めて周知徹底し、意識改善を図った。
- 研究活動及び研究費の不正防止に係る Web サイトの更新
研究費不正使用防止に係る Web サイトを見直し、内容を充実させることで研究活動及び研究費の不正防止に対する意識改善を図る。
- 研究不正に係る教職員調査の見直し
毎年行っている研究不正に係る教職員調査の項目を見直し、科研費に関する項目を充実させることで、研究費の使用ルールに対する意識改善を図る。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分

当該教員を本学就業規則に基づき、平成 30 年 12 月 19 日付で「停職 2 月」の懲戒処分を行った。

- ・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

調査期間中は保全措置及び研究費の執行停止を行った。認定後は研究費の使用中止を命じた。

- ・本件の公表状況

平成 30 年 10 月 18 日（木） 信州大学ホームページに公表（氏名公表あり）